

東京大學館發兌

改正徵兵令
軍人恩給法
詳解

附廢兵院法註解

中央大學卒業 岩崎勝三郎先生著

253
150

038890-000-3

特62-177

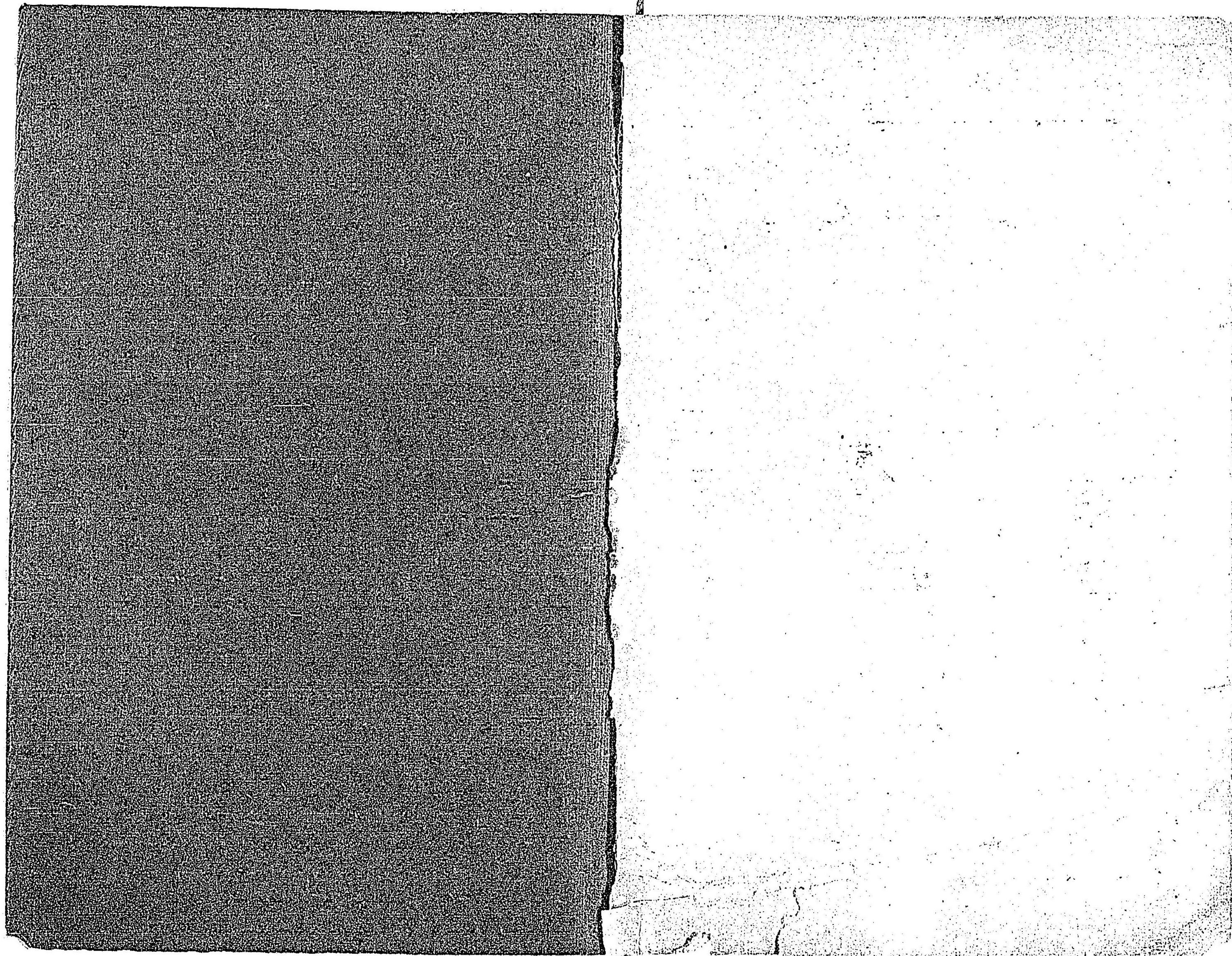
改正徵兵令軍人恩給法詳解

岩崎 勝三郎 / 著

M39.4

BCC-0111





緒言

夫れ徴兵は國民唯一の義務也、然り此義務を充分に果さん
を欲せば、宜しく徴兵令を精讀して其旨意を明知せざと
即ち本書は徴兵適齡者の検査合格不合格服役年限
兵役の種類服役中の心得、免役延期猶豫等一切の事柄に
讀み解し難き所は之に註解を興へ、且例証を施こ

したり。

一 陸海軍人にして、恩給を受くる権利ある者は、必らず本書
によつて其手續を知得するの利益あるべし、即ち本書の恩

39 4 30
内交

改正徵兵令 恩給法詳解

徵兵令

中央大學卒業 岩崎勝三郎著

徵兵は國民の義務なり、苟くも臣民たる者必らず本令を一讀し、以て其義務を果すべし、而して兵役の種類年限、服役の方
法、徵兵猶豫、免役、延期、合格、不合格其他届出手續等、須
らく本令の示す所を承知すべし、而して其詳細は各條の下に
於て解説せり。

給の種類を始め、受くべき金額、順序、受くる者の資格、
服役年限期算方、資格消滅停止其他一切の心得方を、各法
條の下に解説せり。
一 癩病院法は新たに公布せられたるものにして、日露戦争を
始め諸他の公務に従事し、癩疾者となりたる軍人及び其家
族は、本法に依つて入院の手續を盡し、以て求恤を受く
の便利あらん。

明治三十九年四月 著 者 識

第一章 總 則

第一條 日本帝國臣民にして滿十七歳より滿四十歳迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす

(解) 陛下の御威光を世界に揚げ、萬民枕を高くし、其々安んじて志す業務を勤めらるゝことを計らんには、外寇に備へ内治を慮かりて、以て、非常の災害に處するの道を講じ、此を常置せしめ、國家の保持と擁護とに勉めざる可からず、之れ國に兵ある所以にして、又これに服役するの義務の生じたる根柢なりとす、本條は即ちこれを規定したるものにして、滿十七歳乃至四

十歳の男子は、總て此の義務あるものとせり。

第二條 兵役は分つて常備兵役後備兵役補充兵役及國民兵役とす

第三條 常備兵役は現役及び豫備役とす

現役は陸軍は三箇年海軍は四箇年にして滿二十歳に至りたる者之に服し豫備役は陸軍は四箇年四箇月海軍は三箇年にして現役を終りたる者之に服す

第四條 後備役は陸軍は十箇年海軍は十五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す

第五條 補充兵役は陸軍に在りては十二箇年四箇月海軍に在りては一箇年にして其年所要の現役兵員に超進する者の中所要の人員之

に服す

(解) 其の年要すべき或数の現役兵を取り、残り者の中より欠員又は非常時變に備ふるがため、豫定の人員を補充兵とし、陸軍は十二箇年四ヶ月、海軍は一箇年にして此義務は解除されるなり。

第六條 國民兵役は分つて第一國民兵役第二國民兵役とす第一國民兵役は陸軍に在りては後備兵役又は召集せられたる補充兵にして其の役を終りたる者海軍に在りては後備兵役を終りたるもの之に服し國民兵役は常備兵役後備兵役補充兵役及び第一國民兵役に在らざる者之に服す

第七條 各兵役の期限既に満つると雖も戰時或は事變に際するときは若し臨時に演習或は觀兵の擧めるとき若し航海中或は外國駐割中は其の期を延すことあるべし

第八條 重罪の刑に處せられたるものは兵役に服することを許さず

第二章 服 役

第九條 陸軍現役兵及び補充兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及び雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ
海軍現役兵及び補充兵は毎年所要の人員に應じ沿海地方及び島嶼

の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵水夫職工及雑卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之れに充つ但し海軍志願兵徴募規則に依り服役する者は本令の限りにあらず警備隊を置きたる島嶼の壯丁（近衛師團に編入するものを除く）は總て之を警備隊に充て、其の地に於て服役せしむ但し在營期限は一箇年以内とす

第十條 雑卒の現役期限は其の職務に依り之を短縮することあるべし但し常備兵役の全期は之を減ずることなし
（解） 雑卒の現役期限は、職務に依りて之を短くする事を待ると雖も、常備兵役七年四箇月は、減じて短くするを得ず、次に雑卒とは輜車輪卒、砲兵輪卒等を云ふ

第十一條 抽籤番號の順序に由り其年の補充兵役所要員に超過する者は國民兵役に服す

（解） 籤の番號の順序に由つて、其の年の補充兵役採用員の外は、之を國民兵となす。

第十二條 二十歳に至らずと雖も滿十七年以上の者は志願に由り現役に服することを得

第十三條 滿十七歳以上二十八歳以下にして官立學校（小學校及撰科等の別科を除く、府縣立師範學校中學校若しくは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若しくは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校の

卒業證書を所持し若くは陸軍試験委員の試験に及第し服役中食料被服装具等の費用を自辨し豫備後備將校たる冀望を有する者は志願に依り一箇年間陸軍現役に服することを得但し費用の全額を自辨し能はざるの證あるものには其の幾部を官給することあるべし

一年志願兵の豫備役後備役年期は勅令を以て之を定む

満十七歳以上満二十八歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業證書を所持し官立公立小學校の教職に在る者は六週間陸軍現役に服せしむ其の服役に關する費用は官給とす

前項の現役を終りたるものは直ちに國民兵役に服せしむ

前三項又は第四項に依り服役中のものにして満二十八歳迄に其の

教職を罷むるものは抽籤の法に依らずして更らに二箇年間陸軍現役及び常例の豫備役後備役に服せしむ但第一項に依り一年志願兵を志願するものは此限にあらず

第十四條 禁錮の刑に處せられ若は賭博犯に由り懲罰に處せられたるものは一年志願兵たることを許さす

(解) 前條の規定に該當する者は、何人にても一年志願兵たる事を得るものなれども、禁錮の刑に處せられ、若は賭博犯人として、刑罰に處せられたるが如き、不徳不義の者をして豫備後備の將校たらしむるは、帝國軍人の面目に對し、之を傷くるものとして、かゝる規定をなせしなり。

第十五條 現役中殊に勤務に熟し品行方正なるものは歸休を命ずることある可し

(解) 軍人の紀風を匡正し、職務を忠實に、且つ熱心に勉め勵むの心を養成せんが爲め、操銃、行軍、演習等の實科に欠くることなきのみならず、品行方正者には特に褒賞として歸國の上、休息することを許す場合あり。

第十六條 豫備兵後備兵は戦時若は事變に際し之を召集す平常に在りては毎年一度六十日以内勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閱點呼をなす

(解) 平時は年一度六十日以内、演習の爲め、召集するものと

定まれども、戦争又は内乱、其他兵力を要すべき場合には、臨時之を召集す、而して其の期限の如き亦不定なるのみならず、現役、豫備、後備の満期なる時と雖も、尙ほ其の期限を延ばす事あり、次に人員調べの爲、毎年一度は必ず或場所に集合せしむ。

第十七條 陸軍補充兵及び海軍補充兵は現役兵の補缺に充て又戦時若は事變に際し之を召集す但し陸軍補充兵を以て現役兵の補缺に充つるは服役の初年に限る
陸軍補充兵は平常に在りて百五十日以内教育の爲め之を召集す其他勤務演習及び簡閱點呼を爲すこと豫備役に同じ

(解) 陸海軍補充兵は、戦争其他非常なる場合の外、召集せられざれども、現役兵に欠員を生ずる時は、陸軍にありては、服役は初め、一年間内に、海軍にありては、此の制限あらざれば服役義務年限一年なるが故に、其年内に補欠員として徴集せらるゝものなり、而して陸軍補充兵は、平時の年には、軍隊教育の爲め、百五十日以内、其他は勤務演習の爲、及び簡閲の爲、徴集すること前條豫備役と同じ。

第十八條 國民兵は戦時若は事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するときに限り之を召集す

(解) 國民兵には、第一第二の兩種ありて、陸海軍の後備役、

又は召集せられたる補充兵にて、其の役を終りし者を、第一國民兵を云ひ、第二國民兵とは、常備、後備、補充兵役及び第一國民兵役にかゝらざる一切の男子を云ふ、此等國民兵はは非常事變に際する時は後備兵を召集し、仍ほ兵に不足を生ずる場合に於て、召集せらるゝものとす。

第三章 免役延期及猶豫

第十九條 兵役を免ずるは癩疾又は不具等にして徴兵検査規則に照し兵役に堪へざる者に限る

(解) 病の爲め廢物となりし者、又は不具者等は、徴兵検査規

則に照し、兵役に堪へざるものとして之を免するなり。

第二十條 左に掲ぐるものは徴集を延期す

第一 體格完全且つ強壯なるも身幹未だ定尺に満たざる者

第二 疾病中又は病後にして勞役に耐へざる者

(解) 本條は徴兵検査規則第三條五號戊種に屬し、徴集を延期せらるるものとす、而して身幹未だ定尺に満たざる者とは、身の丈四尺九寸に満たざる者、又は疾病中、然らざれば病後の疲勞の爲、勤務する事を得ざる者なり。

第二十一條 公權の剝奪若は停止を附加すべき重罪の爲め訊問若は拘留中の者は徴集を延期す

(解) 公權を剝奪取らるべき者、又は行ふ事を止めらるること、を、附け加ふ可き重罪輕罪を犯かせし者として、司法官、檢察官、若は警官憲兵等に尋問せらるゝ間、然らざれば拘留所に捕縛られて、留め置かるゝ者は、亦前條と同じく徴集を延期す

第二十二條 徴集に應ずるときは其家族自活し能はざるの確証あるものは本人の願により召集を延期す其事故三箇年を過ぐるも猶ほ止まざるものは國民兵役に服せしむ但し分家又は絶家廢家再興の故を以て本條に當る者其他自活し能はざる事故を作爲したるものは其の願を許可せず

(解) 召に應じて入營せんか、其の家族は生活し能はざるの確

なる證明あるものは、本人よりの願により、召集を延期し、又其の生活し能はざる事情三ヶ年を過ぐるも、仍ほ未だ止まざるものは、之を國長兵となす、然れども分家若くは絶家（系統の絶廢家（戸主なき爲籍）等滅亡したる一家を再び興さんが爲めに、生活をし能ざる如き、自分が求めてかゝる事故を引起したるものには、其の願を聞き届けざるなり。

第二十三條 第十三條第一項に掲ぐる學校に在校の者は本人の願により滿二十八歳迄徴集を猶豫す其の事故滿二十八歳迄に止み又は二十八歳を過ぐるも仍ほ止まざるものは抽籤の法に依らずして之を徴集す但し第十一條第一項に依り一年志願兵を志願するもの及

び第十一條第三項に依り服役するものは此限にあらず

韓國露國領沿海州露國領嗒哈連清國香港澳門以外の外國に在る者は本人の願に依り徴集を猶豫す滿三十二歳迄に歸朝するものは抽籤の法に依らずして之を徴集し三十二歳を過ぐるものは國民兵役に服役せしむ但し第十三條第一項に依り一年志願兵を志願するものは此限にあらず

(解) 本人願出てによつて滿二十八歳迄徴集を猶豫する者あり、こは文部省認可學校にて（小學科及び撰科等の別科を除く）且陸海軍省指定の中學校、其他の各科専門學校に在校する者に限らるべし、尤も二十八歳以前に學校を卒業するか、或は中途

退學するが如き、事故の消滅し又は夫れ以後ならざれば事故の止まぬときは、籤引をせずして徴兵に取らるべし、之本條第一項の示す所なり、而して第二項は外國に在る者に對する徴兵猶豫の事にして、舊法には單に朝鮮を除くの外は、苟くも外國に在る者は猶豫する、規定なりしも、日露戦争の結果租借地の如きは朝鮮と少しも變る所なし、宜しく此取締をなさんが爲め茲に改正をば見るに至れり、即ち朝鮮は勿論露國領の沿海州、全渡哈連、清國、香港、澳門等に移住する日本臣民は、徴兵適齡に至れば内地に歸朝して検査を受くるか、左なくば、居住地に近く駐在する軍隊に於て、検査を受けざるべからず、故に今後

以上の外に居住する者は、宜しく之れに注意するを要す、尙ほ右法文には露國領の沿海州及び薩哈連とあれば、是れ以外の露國內地に在る者は、英米獨佛等の諸國に居住する者に同じく徴兵猶豫を願出づることを得るなり、但し猶豫年限は滿三十二歳迄なれば若し夫れ迄に歸朝する者は籤引をせずして、徴集せらるべし。

第二十四條 餘人を以て代ふべからざる職務を奉ずる官吏及び市町村長助役及び收入役は豫備兵後備兵に在ると陸軍補充兵に在るとを問はず勤務演習簡閲點呼の爲め召集することなし法律を以て設立したる議會の議員其開會中亦同じ

歳と爲る者は翌年一月中に又第二十三條第一項に當るものにして二十八歳迄に事故止み同條第二項に當るものにして三十二歳迄に歸朝したる者は十四日以内に書面を以て（戸主にあらざる者は其戸主より）本籍の市町村長に届出せし、但し二十歳未満にして現役を終へたる者又は現役中の者は本條の届出をなすに及ばず

(解) 満二十歳ならずして、現役を終へたる者又は現役中の者にあらずして、毎年一月一日より十一月迄に、満二十歳となるものは其年の一月中に、又十二月中に二十歳となりし者は翌年一月一杯に、徴兵猶豫の者にして、二十八歳迄に事故止み、又外國に有りて徴兵猶豫したる者三十二歳迄に歸朝したる時は、

(解) 餘人を以て代理せしむる事を得ざる國家の公職に在る官吏とは依へば裁判官、検事、收税官、關稅吏の如きを云ひ、及び市町村長助役又は收入役の如きは、豫備、後備若しくは陸軍補充兵にあるを問はず、非常事變の場合にあらざれば、召集せらるることなし、又法律を以て設けられたる帝國議會若しくは府縣會等の議員も、亦開會中は勤務演習或は人員調への爲め召集せらるることなし。

第四章 雜則

第二十五條 毎年一月一日より十一月三十日迄に満二十歳と爲る者は其の年一月中に、十二月一日より同月三十一日まで満二十

十四日以内に書面を以て、戸主より本籍の市町村長に届出べし。

第二十六條

徴集は本籍所在の徴募區に於てするものとす

(解)

徴募區とは、或聯隊區畫を意味す。

第二十七條

疾病又は犯罪等の爲め期限に際し入營し難きものは翌年之を徴集す

第二十八條

兵役を免れん爲身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潜匿したる者又は正當の事故なく身體の検査を受けざるものは抽籤の法に依らすして之を徴集す

(解)

兵役を免れん爲めに、罷と身體を傷つけ、強て病氣を發興し、其他の詐偽の仕業をなし、或は逃げ若くは身を隠し、徴

兵検査を受けたるものは、籤引をなさずして直に之を徴收す、然れども此規則に於て徴集を延期したるものは、此の内に入らずと知べし。

第二十九條

服役年期の計算は現役豫備役補充役及び海軍後備役に在りて 各其の役に就く年の十二月一日(第十三條第三項に依り服役する者の現役年期の計算は別に勅令を以て規定する月日より起算す)より陸軍後備に在りては其役に就く年の四月一日より起算す但し第七條に依り延期したる者と雖も服役年限の計算は延期せざるものと同じ

現役中禁錮の刑に處せられ又は逃亡したる者其刑期中及び逃亡中

の日数は現役年次に算入せず其豫備役年数は現役を終る年より起算し陸軍に在りては第六年目の三月三十一日迄とす但し第十條に依り現役年数を短縮したるものは其現役を短縮したる場合に於ける豫備役年次に應じ本項に順じて計算す豫備役後備役及び補充役中犯罪の爲め又は正當の事由なくして召集を缺きたる者其召集を缺きたる年は服役年次に算入せず

(解) 服徒年数の計算は、總て各其の役に就く年の十二月一日より數ひ出すなり、然れども道廳、府縣立師範學校卒業生にして、小學校の教職を帯び、二十八歳迄に罷めたるが爲め、二箇年の現役に服せしめられたる者の計算は、別に勅令を以て定め

又陸軍後備役のみは、其役に就く四月一日より數ひ起すものなり、次に服役年、月、日數に入れられざるものは、現役にては禁錮せられたる日、又は逃亡たる日數及び豫備、後備、補充役中犯罪の爲めに、或は病氣其他止むを得ざる事情なく故意と召集を缺きたる年は、又服役年に加へられざるなり。

第五章 罰 則

第三十條 第二十五條の届出をなさない者及び正當の事故なく身体

の検査を受けざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す
(解) 三圓以上三十圓以下の罰金に處せらるべき者は、徴集届

出期日迄に届出られざる者(第二十五條を讀め)及び島嶼に有りては、暴風雨の爲め、海荒れて渡航することを得ざる時、若くは河川洪水の爲め交通止み出張し得られぬ場合の如く、事情止むを得ざる爲め、検査漏れとなりしか、疾病其他の延期の爲め、身体検査を受けざりし場合にあらすして、故意に之を受けざる者之れなり。

第三十一條 兵役を免れんが爲め逃亡し又は潜匿し若し身体を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

(解) 此の罰に處せらるる者は、兵役を免れんが爲め逃亡したる者

又は隠れたる者、若し身体を自ら傷けたる者、仮へば刃物其他の器物にて傷け、或は文身する如きを云ふ、疾病を無理に發せしめたる者とは仮へば眼に塵芥を入れて眼病者となり、斷食して衰弱症を發せしむる如きを云ふ、其他凡て虚構偽欺の仕事を敢てしたる者即ち之れなり。

第六章 附則

第三十二條 本令は明治二十二年一月より施行す但し第二十五條の届出期限は明治二十二年に限り三月一日より同月十五日迄とす
第三十三條 本令は北海道に於て函館江差福山の外及び沖繩縣並に

東京府管下小笠原島には漸を以て施行す其の時期區域及び特に徴集を免除し若くは猶豫すべきものは敕令を以て之を定む

(解) 北海道には敕令第二百二十六號を明治二十八年九月發布し
沖繩、小笠原島には明治三十年七月、敕令第二百五十八號を以て、徴兵令を施行することゝなれり。

第三十四條 本令中市町村長とあるは市町村制を實施する迄の間の戸長のこととす

第十五條 現今陸軍豫備役を在る者の服役年限は第三條に依る其後備役に在る者は常備役年期を通じて十二個年四箇月とす

第三十六條 舊令第十七條に依り徴集猶豫に屬したるものは徴集を

延期し其事故七箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十七條 舊令第十八條第二項に依り徴集猶豫に屬したるものは徴集を延期し其事故七箇年を過ぐるも猶ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十八條 舊令第十八條第七項及び第二十一條に依り徴集猶豫に屬したる者は徴集を延期し其事故七箇年を過ぐるも猶ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第三十九條 舊令第十八條第三項の生徒にして第一豫備員となり猶ほ在校の者は該徴員たることを止め滿二十七歳迄徴集を猶豫し其

の事故二十七歳を過ぐるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

第四十條 第三十六條第三十七條第三十八條及び第三十九條に掲ぐる者其事故各其の本條の期限内に止みたるときは抽籤の法に依り徴集す但し一年志願兵を志願することを得

第四十一條 舊令第十八條第三項若くは第十九條に依り徴集猶豫に屬し在校の者は其の事故八箇年以内に止みたるとき又は八箇年を過ぐるも仍ほ止まざるときは抽籤の法に依り徴集す但し一年志願兵を志願することを得

第四十二條 舊令第三十條に依り補充兵となりたる者は之を豫備徴

員となし一箇年(明治二十一年十二月一日より起算す)に徴集せざるものは國民兵に服せしむ

第四十三條 舊令第三十一條に依り第一豫備徴員と爲り在校せざるもの及び舊令第三十二條に依り第二豫備徴員となりたるものは直ちに國民兵役に服せしむ補充員より第一豫備徴員となりたる者亦同じ

第四十四條 明治十二年第四十六號布告徴兵令に依り國民軍の外免役又は平時免役者は徴集猶豫に屬したるものは直ちに國民兵役に服せしむ

第四十五條 舊令第八條に依り海軍兵と爲りたる者の服役期限は同

令第三條及び第四條に依る

第四十六條 第三十六條第三十七條第三十八條に掲ぐる徴集延期の者及び第三十九條第四十一條に掲ぐる徴集猶豫の者其事故各本條の期限内に止みたるときは三日以内に本籍の市町村長に届出づべし

第十三條第三項又は第四項に依り服役中の者にして満二十八歳迄に其の教職を止むるものは三日以内に其本籍の市町村長に届出づべし

第一項及び第二項の届出を爲さざる者及び本令施行前舊令第三十五條第三十六條の届出を爲さずして本法施行後に於て發覺する者

は本令第三十條に依り處分すべし

(解) 舊令第十八條に依り、徴集を延期されたる者及猶豫願出を許され居る者、其の事情規定せる期間内に止みたる時又は道廳府縣立師範學校を卒業し、官立公立の小學校に、教師たる者の週間現役に服したる時、又は現役に未だ服せざる者にして、満二十八歳迄に退職する者は、三日以内に本籍地の市町村長に届出づべし、若し此の届出を爲さざる時、及び舊令第三十五條第三十六條の届出を爲さずして、本法實施したる後、表れたる時は、此の法律第三十條により、三圓以上三十圓以下の罰金に處す。

附則

此の法律は明治二十八年四月一日より施行す但し現今の豫備徴員は従前の規定に依る

(明治二十七年勅令第十二號附則)

本令施行の際に於ける第一補之兵は前後の服役を通算して十二箇年四箇月に滿つる迄補充兵役に服せしむ

本令施行の際第一國民兵役に在る陸軍出身者にて、服役尙五箇年に滿たざる者は五箇年に滿つる迄後備兵役を終つたる者に在りては後備兵役に第一補充兵役を終りたる者に在りては補充兵役に服せしむ

軍人恩給法

本法は名譽ある陸海軍人が、克く其職に勤勞し、勳功を建て、時には傷疾病病に罹り、若くは職務の爲めに命を失ふたる者の遺族に對して、種々の恩典を施し、又は慰藉救恤して以て待遇の實を明かにせり、されば軍人諸君は先づ本法に依つて其權利を主張し得べし、殊に今回新たに加へられたる法條あれば、一層注意するの必要あらん。

第一章 總則

第一條 陸海軍軍人にして現役を離れたる者は此の法律の規定する

所に依り恩給を受くるの権利を有す

(解) 陸海軍人にして、現役を勤め終りたるものは、此の恩給法の定めに従つて、恩給を受くる事を得るの権利あり

第二條 陸海軍軍人恩給は左の六種とす

- 一 退職恩給
- 二 免除恩給
- 三 増加恩給
- 四 賑恤金
- 五 給助金
- 六 扶助料

第三條 退職恩給、免除恩給、増加恩給及寡婦の扶助料は終身、孤兒の扶助料は年齢満二十歳に至るまで賑恤金、給助金は一時限り之を給す

(解) 退職恩給、免除恩給、増加恩給、寡婦の扶助料は死するまで、又孤兒の扶助料は孤兒の年令が満二十歳になるまで、賑恤金給助金は一度限り給するものなり。

第四章 退職恩給、免除恩給、増加恩給

第四條 退職恩給は准士官以上左に掲ぐる事項の一に當るとき之を給す

一 現役十一年以上にして、定限の年齢に達せざるも傷疾を受け

若くは疾病に罹り服役に堪へず退職したるとき

二 戦闘及戦時平時に拘らず公務の爲め傷痍を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に準すべき者にして退職したるとき

三 戦地に於て流行病に罹り又は戦時平時に拘らず公務の爲め健康に有害なる感動を受くるを顧みること能はずして勤務に従事し爲めに一肢以上の用を失ひ若くは之に準すべき者にして退職したるとき

四 現役十一年以上にして未だ定限の年齢に達せずと雖も休職、停職満期若くは諭旨に依て退職したるとき

(解) 准士官、尉官、佐官、將官は、現役十一年以上を勤めて

或一定の年齢に達するか、又達せざるも傷痍を受け、病氣に罹りて服役する事能はざる者、若くは休職、停職、満期、然らざれば諭旨に依りて、職務を退きし者、或は戦争及び平和の時とに拘はらず、其の職務の爲めに、傷痍を受け手足を失ひしもの又失はぬも其の用を爲さざるが爲め、並に流行病に罹り、害毒の感染を知りながら、之れを避くることが出来ぬ、勤務の爲め手足を失ひ、萎手跛足等となりし者にして、職務を退きしものは皆退職恩給を貰ふ事を得るものとせり。

筆五條 免除恩給は下士以下左に掲ぐる事項の一に當るとき之を給す

一 現役十一年以上にして定限の年令に達し又は定限の年齢に達せざるも服役満期となり或は傷痕を受け若は疾病に罹り服役に堪へず免官若は服役を免除したるとき

二 第四條第二又は第三に依り免官若は現役を免除したるとき

(解) 退職恩給と免除恩給は、其の内容は同くして、只名義だけ異なるにあり、即ち下士以下に給するものを免除恩給と云ふ、其れ故貰ふ條件は又同一なるも只差ふ所は、士官は常に在官するものにして下士兵卒と異なる、されば前の退職恩給の所にて述べし内の休職、停職、諭旨によりて職務を退く事なきものなれば、第四條の四號が包含れて居らぬのみと知るべし。

第六條 退職恩給、免除恩給年額は軍人恩給を受くべき事故の生じ

たるときの現官階と其服役年数とに従ひ第一號若しくは第二號表に依て之を給す但現役五十一年以上の者に給すべき恩給は五十一年の額又十一年未滿の者に給すべき恩給は十一年の額とす

(解) こは恩給金高の割出し法にして、第一第二號の表は終りに附しあれば、自身が官階と服役たる年数に従つて見るべし、此の條文は舊法には四十年勤務たる者も、其れ以上勤務たるものも、恩給金高は同一なりしが、此度は其の年数を調べて、一々五十年までは、漸次其の年限に相當したる恩給金額を増加して、給支する事と改正せり。

第七條 軍人現役十一年以上にして文官に任したる者又は文官を兼任する者十五年未満にして退官退職するときは軍人の服役年數に對する恩給を給す其の十五年以上にして退官退職するときは文武官を比較し恩給年額の多き方を給す

(解) 現役十一年以上勤続し其の後文官となりし者が、軍人にして、文官を兼ねて居りし者が十五年未満に止めたるときは、文官となりて勤めたる年數總體をも加へて、軍人恩給額を計算し、又勤続たる年限が十五年以上なるときは、文武官恩給金額の多きに從つて支給す、之れ軍人に取りて最も利益に定めたるものなり。

第八條 退職恩給、免除恩給を受けたる後再び現役に就き滿一年以上服従したる者退職又は免官若くは現役を免除したるときは左の區別に依り恩給を給す

- 一 再び現役を離るゝときの現官該當初恩給を受けたるときは官階と同等ならざるときは前後年數に再役年數を通算し再役の官階に對する恩給と既得の恩給とを比較し其多き方を給す
- 二 前後の官階同等なるときは再役の年數に依り恩給を増加す但前後十一年未満にして恩給を受けたるものに在ては前後通算して十二年以上に至らざれば増加せず

(解) 一段退職又は免除の恩給を受けたる後、再役滿一年以上

勤務たる場合には、現在の官階、恩給を受けたる官階と異なるときは、再役の年限を加え、現在の官職に對する恩給と、前の官階に對する恩給とを較べて、其の多きを支給す、又官階が同等なる時は、再役の年數により、恩給金額を増加す、然れども十一年未滿にして恩給を受けたるものは、前役後役を通じて十二年以上に至らざれば、恩給金額を増さざり。

第九條

増加恩給は戰鬪及平時戰時に拘はらず公務の爲め傷痕を受け若くは疾病に罹り左に掲ぐる事項の一に當る者退職恩給免除恩給の外特に給するものとす

- 一 兩眼を盲し若は二肢を亡じたるとき

- (解) 盲目となり、手無し足無しとなりし場合を云ひ
- 二 前項に準すべき傷痕を受け若は疾病に罹りたるとき
- (解) 傷痕又は病氣の爲め、盲目若は手足を失ひし者と似寄の場合なり
- 三 一肢を亡し若くは二肢の用を失ひたるとき
- (解) 萎手、跛足若は手足の自由を失ふたる場合といふ。
- 四 前項に準すべき傷痕を受け、若は疾病に罹りたるとき
- (解) 片眼又は手か足の機能を失ひし場合を意味す。
- 六 前項に準すべき傷痕を受け若は疾病に罹りたるとき
- (解) 増加恩給は戰爭の時平時とに關係なく、軍人たる職務の

る者に在りては第三號表乙號の金額

(解) 戦争の時、又は平和なる時にても、軍人としての勤務の爲め、傷痍を受け、若は害毒に感傳ことを知るも、避くる事能はずして従事たる爲め、手、足の一部の機能を失ひしもの、或は之に似よりの者、又は戦地に於て流行病に罹りし者は、終りに附したる第三號表の乙號に従ふて支給するものなり。

前條第一號に該當する傷痍疾病に加ふるに同第五號乃至第六號の一に該當する傷痍を受け又は疾病に罹りたる者は其の症候の等差に應じ第三號表甲號又は乙號第一項の金額十分の六以内を増給す

(解) 此の項は此度新に加へられしものにして、日露戦争の際

爲めに、傷痍を受け、又は病氣と爲りて、一より六迄の中の一に當るものは、退職、免除の恩給の外に、此の増加恩給を支給せらるるものなり。

第十條 増加恩給の年額は軍人前條に該當する傷痍を受け又は疾病に罹りたるときの現官階に従ひ左の各號に依り之を給す

(解) 此の年額は傷痍を受けた時、病氣となりし時に官階に従ひ、其の異なるに準じて給せらるるものなり。

一 戦闘の爲傷痍を受けたる者に在つては第三號の金額

(解) 第三號の表は、終りに附したれば参照すべし。

二 公務の爲傷痍を受け又は第四條第三に原由する疾病に罹りた

に盲目となり手なし足無しと成りし者、及び此れに似りし傷瘻を受け、又は病氣を爲り居る者、其の上、惨害なる事に逢され、又然らずとも一段傷瘻又は病氣、全癒後戦争に望み、再び第九條第一より、六迄の事に當嵌るべき、傷瘻を受け、或は疾病に罹りたるもの多きより、設けたる規則にして、其の傷瘻又病氣の重い輕いによりて、終りに示せし第三號の表中甲號若は乙號第一項の金額の十分の六迄は、増し 加えて之を支給する事を定めたるものにして、戦後の今日となりては最も大切なる規定なり。

第十一條 戦闘及戦時平時に拘はらず公務の爲め傷瘻を受け若は疾

病に罹り恩給を受け又は之を受けずして現役を離れたる後重症に趨きたる者左の期限内に検査を願出るときは策定の上相當の恩給を給す

(解) 戦時平時に拘はらず、軍人としての職分を盡し、爲めに傷瘻を受け、病氣に罹りたるものは、當時既に恩給を受けて居ると否とを問はず、退職免除たる後に、重症となりし者にして、左の期限内に検査を願出でたる時は、取調べの上にて、相當の恩給を給與すべし。

一 一眼を盲し若くは一肢の用を失ふに至りたる者若くは之に準すべき者は現役を離れたる日より二箇年

(解) 片眼又は萎手、跛足及び之に似寄たる者は、官職を罷めたる日より、二箇年の内に願出つべし。

二 一肢を亡し若は二肢の用を失ひ若くは兩眼を盲し若くは二肢以上を亡するに至りたる者若くは之に準すべき者は現役を離れたる日より三箇年

(解) 盲目、手なし、足なし又は手、足、何れかの一を失ひ、若は手、足の機能を失ひし者は、三箇年内に願出づる事前と同じ。

第十二條 傷痍疾病に起因し恩給を請求する者は左の書類に依り證明すべし

一 傷痍疾病の原因は現認證書又は之を證する公文の寫若は口供書

二 傷痍疾病輕重の度は陸海軍醫官の證書若は陸海軍醫官の査覈を経たる醫師の證書

(解) 傷疾、病氣に依つて恩給請求に必要な書類を擧げたるものにして、現認證書公文の寫書か、口供書(聞取書)陸海軍醫官診察書、然らざれば軍醫の取調を経たる普通醫師の診察書之れなり。

第十三條 退職恩給免除恩給増加恩給の支給は現役を離れたる日の翌日より始まり死亡の月を以て終るものとす

第六章 賑恤金、給助金

第十四條 賑恤金は下士以下左に掲ぐる事項の一に當り第九條第六號より輕症なる者に之を給す

- 一 戦闘のため傷痍を受け現役を離れたるとき
- 二 公務のため傷痍を受け又は第四條第三に原由する疾病に罹り現役を離れたるとき

(解) 戦争のため、若くは平和の時にも、軍人の勤務上にて傷痍を受け、又病氣となりしものにて、服役を離れたる下士以下の方に、此の賑恤金を給するなり。

第十五條 賑恤金は前條に該當する傷痍を受け又は疾病に罹りたるときの現官階に應じ前條第一に當る者は第三號表第五號第六項の一個年分より少からず十個年分より多からず前條第二に當る者は同表第六項の一個年分より少からず十個年分より多からざる金額とす

(解) 賑恤金額は戦争の爲め受けたる傷痍ならば、第三號表の第五號第六項記載の一個年分以上十個年分以内にて、又其外の勤務の上にて受ける傷痍、若は病氣に罹りしものなる時は、同表の第六項の一個年分以上十個年分以下の間にて支給するものなり、舊法は十三個年分とありしを、新たに十個年分と改め

たるなり。

第十六條 給助金は下士以上現役中死破し若は現役四年以上十一年未滿にして現役を離れ退職恩給免除恩給を受けざる者に之を給す其額は第四號表に依る

第四章 服役年

第十七條 服役年 始期終期は左の各項による

- 第一 退職恩給免除恩給に係る服役年の始期
- 第一 下士以上は初任の日陸軍兵卒より出身の下士以上は入營の日海軍兵卒より出身の下士以上は五等卒となりたる日但第

第二 給助金に係る服役年の始期

- 二十四條第六に當りたる者は其兵卒となりたる日
- 陸軍兵卒は入營の日海軍兵卒は五等卒となりたる日但第二十四條第七に當りたる者は其刑期滿限の習日
- 北海道に移住の際定期の給助を受けたる、屯田兵下士卒より出身の准士官以上は其准士官に任じたる日
- 陸軍々人及海軍准士官以上にして明治四年八月以上より勤仕の者は同月一日
- 海軍下士以下にして明治二年五月一日以上より勤仕の者は同月一日

一 下士以上初任の日但し給助金を受けたる後再び現職に就きたるときは其の再役の日

第三 服役年の終期

一 現勤を離れたるの日

第十八條 左に掲ぐる日數は服役年に通算

一 前條に掲ぐる服役年の始期より終期に至るまでの日數

二 豫備後備に在る者、戰時若くは事變に際し召集せらるるときは其の召集中の日數

三 海軍軍人轉じて陸軍軍人となりたるときは、海軍服務の日數陸軍軍人轉じて海軍軍人となりたるときは陸軍服務の日數

數

四 文官より轉じて陸海軍軍人となりたる者に在ては恩給を受くべき最下限期に至るまでは文官服務中の日數四分の三

五 現役の者陸軍見習士官海軍候補生若くは陸海軍諸生徒となり再び現役に就きたるとき前後の日數

六 現役を離れたる後再び現役に就きたるときは前後の日數

七 陸軍見習士官海軍候補生陸海軍諸生徒海軍水雷夫及北海道移住の際定規の給助を受けたる屯田兵下士卒にして従軍したるときは其の日數

第十九條 左に掲ぐる日數は服役年より除算す

(解) 除算すとは服役たる年より取のける事をいふ。

一 刑期中及逃走中の日數

二 陸軍見習士官海軍候補生陸海軍諸生徒中の日數但從軍中の日數は此の限に在らず

三 文官奉職中の日數にして官吏恩給法に依り除算すべき日數

四 年齢十七歳未満の日數

第五章 從軍中

第二十條 從軍年は現役外の年月を爲し之を服役年數に加算するも

のとす

(解) 現役外とあるは、現役と從軍と全く異なり居ることを云ふ、語を換て言ひば、現役と從軍とは相方別々に數へて、

然して加へよと言ふ意味なり、假に今現役一年の間、從軍したるものとすれば、實際一年間なるもの從軍も一年爲した譯にな

る故に、畢意一年が二年と數へらるゝ事となるなり、如此計算方を許したるは、軍人の服役年に與へし恩典なり、されば、二年

として服役年數に加ふる事を得るは勿論なり。

第二十一條 從軍年の加算は左の各項に依るべし

一 外國戰に當り出征軍に編入せられ内國港灣を出發したるとき

は二箇年

(解) 仮へば日露戦争の場合に於て、出征軍が宇治奈又は吳軍港を乗り出でし時より數へて、一年を二箇年と算ふ。之に現役一年を加ふる故、畢竟三年の加算となる、以下之に習ひて知るべし。

二 内國戰に當り出征軍に編入せられ戰地に臨みたるときは一箇年

三 臨戰台園地境内に於て服役したるときは外國に在ては二箇年内國に在ては一箇年

(解) 臨戰とは、戰の場所、合圍とは包圍攻撃を受ける地にして

例へば日露戦争に際し、旅順が日本軍に攻められたる時の如き西南戦争の熊本鎮台が賊軍に圍まれたる時の如きを云ふ。

四 日本國外の鎮戍にありたるときは一箇年

(解) 例へば戦争を終りても朝鮮、支那等に兵士を置いて之を戍る場合を鎮戍と云ふ。

五 出征事件に關し功績ある者及一時に出兵を出征軍と見做し従軍年に加算すべき場合は勅裁に依る

(解) 之れは例外的の場合にして、例へば日露戦争に於て偉大なる功績のありし者、又出征軍と見做す場合、仮へば北清事件の時、外國の兵と共に支那の拳匪を討ちたる場合の如き、湖南事

件(朝鮮)の際出兵したるが如きを、出征軍として従軍年に加算する場合は、陛下の御裁可に依るなり。

第二十二條 海軍軍人の外國航海は従軍年に準し内國港灣出發の日より一航海を半個年に加算す其航海十二月に超ゆるときは更に半個年を加算す但第二十一條に當るときは、本條を適用せず

(解) 前條は陸海軍人に適用するも、獨り本條は海軍にのみ適用する例外の規定なり、一航海とあるが故に、往復航路を指す又其の航海十二箇月より一日にても多き時は、其の一日をも半箇年として加算するものなり。

第二十三條 従軍年の加算は十二箇月間數回の戦役に従ひ若くは航

海を爲すと雖も重複して之れを算せず但其一年以上に亘り十二箇月に餘る所の分數は更に一役若くは一航海と爲す。

(解) 一年の間に數回とは、例へば一月に出征し五月に凱旋し六月に従軍し、九月歸り十月に三度出て、十二月に歸りても、此を三期に解せずして、矢張り一年として、普通の従軍年に數あると云ふ事なり、數航海の場合に於ても亦右の如くと知るべし。

第六章 恩給を受くべき資格及權利の

消滅停止

第二十四條 軍人左に掲ぐる事項の一に當るときは退職、免除、増加恩給、賑恤金、給助金を受くべき資格消滅す。

一 重罪の刑に處せられたるとき

二 日本臣民たる分限を失ひたるとき

三 將校及相當官 准士官に於ては陸海軍刑法剝官を附加する禁錮の刑に處せられ若くは普通刑法其他の罰則に依り禁錮の刑に處せられ官職を失ひたるとき

四 將校 及相當官に於て陸海軍將校分限令第二條第一項第六項に依り免官とならざるるとき

五 准士官以下願に依り免官若くは現役を免除したるとき

六 陸海軍下士陸軍上等兵看護手樂手補に於ては陸海軍刑法普通刑法其他の罰則に依り禁錮の刑に處せられ官職を失ひ若くは陸海懲罰令若は憲法條例第三十五條に依り官職を免せられたるとき

七 諸卒に於ては普通刑法其他の罰則に依り禁錮の刑に處せられ若は陸海軍刑法に依る將校に對して剝官を附加すべき禁錮の刑に處せられたるとき

(解) 資格消滅とは即以上示す所に從て、恩給を受くる權利を失ふ事を云ふ

第二十五條 退職恩給、除恩給、增加恩給を受くる者重罪の刑に處せ

られ若くは日本臣民たるの分限を失ひたるときは恩給を剝奪す
左に掲ぐる事項の一に當るときは其間之を停止す

(解) 日本臣民たるの分限を失ひたるときは我が日本帝國
臣民でなくなる事、分明易く言へば、外國の人となりし時を指
す、又剝奪とは恩給を受くる権利を取り上げられる事にして、
次の停止とは一時恩給を興へられぬ事を云ふ。

一 再び現役に就き若くは文官判任以上に任じ政府より俸給を受
くるべき

但商業を営むことを得べき官職に在るとき及准士官以下にして
文官判任以上に任せられたるときは此限にのらざる

二 公權を停止せられたるとき
増加恩給は公權を停止せられたる場合にあらざれば停止せざるも
のぞす

第二十六條 恩給は之を受くべき事由の生じたる後三箇年内に請求
せざれば其の權利を放棄したるものとす

(解) 事由とは斯々の者は恩給を受くる事を得と定めたる事柄
を云ひ、又權利を拋棄したるものとは恩給を受くる利益を除外
したるもの、更に平たく云はば受くるとを得るに拘はらず、恩
給を受けぬものとの、意なり。

第七章 扶助料

第二十七條 軍人は左の各項の一に當りたるときは其寡婦は扶助料を受くるの権利あるものとす

(解) 寡婦とは「やもめ」と云ひ、俗語にては「でけ」と云ふて、夫の死したるものを指す。

一 戦死し又は戦闘に因る負傷のため死没したるとき

二 公務のため傷痕を受け若くは疾病に罹り又は戦地に於て若くは公務旅行中流行病に罹り死没したるとき

第二十八條 寡婦扶助料の年額は前條第一號に當りたるときは第五

號表甲號第二號に當りたるときは第五號表、乙號第三號に當りたるときは第五號表丙號に依る

第二十九條 扶助料を受くる者左に掲ぐる事項の一に當るときは其の権利消滅す

一 重罪の刑に處せられたるとき

二 日本臣民たるの分限を失ひたるとき

三 扶助料を受くべき権利の生じたる日より三箇年内に請求せざるとき

四 死没若くは戸籍を去り若くは婚嫁したるとき

(解) 死亡又は他に嫁たる場合、其の家戸籍を離れたる時、

若しは外國人となりし時、或は重罪の刑に逢ひしもの、及び三箇年内に請求せざるものは扶助料を受くる權を失ふものなり。

第三十條 扶助料を受くるもの公權を停止せられたるときは其間扶助料を停止す

第三十一條 寡婦なきとき又は扶助料を受くる寡婦死没し若くは權利消滅したるときは其の扶助料を孤兒に給す

扶助料を受くる者公權停止中は其の轉給を受くべき者に之を給す

(解) 轉給とは恩給を受くべき人を換えて支給さるる意なり。

第三十二條 孤兒扶助料は數子あるときは家名繼襲者に給し非戸主軍人の孤兒に在りては長子に給す其の繼襲及長子死亡し若くは權利

消滅し若しは支給期限の滿つるときは順次年少者に及ぶものとす但家各繼襲者を除くの外男子を先にし女子を後にす

(解) 家名繼襲者とは、家督の相續人、權利消滅とは假へば外國人となりたるが爲め、扶助料を受くる事の出來なくなること又支給期限とは滿二十歳に至る迄を謂ふ。

第三十三條 扶助料を受くべき寡婦及孤兒なく若しは扶助料を受けたる寡婦及孤兒戸籍を去り若しは死亡し若しは權利消滅したるとき父母又は祖父母あるときは寡婦に相當する扶助料の金額を其の父母又は祖父母に終身給することを得

其の扶助料は先づ父に給し其の父存在せざるるとき若しは權利消滅し

たるときは母に給す母より祖父に祖父より祖母に轉給するは順次此例に依る

第三十四條 扶助料を受くべき寡婦孤兒又は父母祖父母なくして死没したる軍人の戸籍内にある二十歳未満又は廢疾若くは不具にして産業を営む事能はざる兄弟姉妹ありて之を給養する者なきときは寡婦に相當する扶助料一箇年分より少からず五箇年分より多からざる金額を人員に拘はらず一時限り其の兄弟姉妹に給するとを得

(解) 以上の扶助料を受くる者は、死亡したる軍人の戸籍内に在る時に限る、しかり而して二十歳に至らざるか、惡病に罹り

居るか、又不具なる爲め活計を立て兼ねる兄弟姉妹にして、扶養異なる者のなき場合に限る

第三十五條 第二十七條乃至第三十四條を適用すべき軍人の寡婦父母祖父母及兄弟姉妹は其軍人現役中より引續き同一戸籍内に在る者に限り寡婦は尙陸海軍兵籍簿に登録したるものに限る

(解) 引續きとある故現役中一度他に轉籍し、再び其の戸籍内に入籍をなしたる者、此の中に入らず、又兵籍簿に登録したるものとある故、此の中には妾は勿論の事内縁の妻も亦入らざるのみならず、眞實の妻と雖も、兵籍簿に登録せざりし寡婦は、又此の中に入らずと心得ありたし。

第三十六條 此法律に於て孤兒とは死亡軍人の子年齢二十歳未満の男女子にして未だ結婚せざる者を云ふ但養男女子は家名繼遷者に限る

(解) 家名を繼ぐものにあらずれば、養子は孤兒と云はず。

第三十七條 扶助料は之を受くべき事由の生じたる月の翌日より之を給す

雜則

第三十八條 陸軍軍人及海軍準士官以上にして明治四年八月以前より勤仕の者退職若は免官するときは同年七月以前の勤仕に對しては同年同の現官等に相當する月俸の半額を以て奉職年數の

一個年に當て其年數に應ずる金額を一時支給す

海軍下士以下にして明治二年五月以前より勤仕の者は同年五月以前の勤仕に對しては同年同月の現官等に相當する月俸の半額を以て奉職年數の一個年に當て其年數に應ずる金額を一時支給す

(解) 一時支給すとは一時金を給する事なり。

第三十九條 豫備後備にある者平時召集中職務のため死歿し又は傷疾を受け若は疾病に罹り服役に堪へざるときは此法律の規定する所に依り恩給を受くるの權利を有す

屯田兵下士卒にして定規の給助を受くる者平時軍隊勤務のため死歿し又は傷疾を受け若は疾病に罹り服役に堪へざる時亦同じ

(解) 豫備戦備又は定まりたる給助を受くる者、及び普通定期の軍隊勤務若しくは召集中職務のため、死亡、疾病、傷痕を受け、爲めに服役する事の出來ぬものは恩給を受くる権利あり。

第四十條 陸軍昇習士官海軍候補生陸軍諸生徒定期の給助を受くる屯田兵下士卒及海軍水雷夫は第四條第二第三に因り死歿し又は傷痕を受け若しくは疾病に罹り服役に堪へざる者に限り恩給を受くるの権利を有す

第四十一條 恩給の支給は陸海軍大臣の證明に依り恩給局の審査を経て内閣總理大臣之を裁定す
行政上の處分に由り恩給に關する權利を障害せられたりとする者

は六個月以内に恩給局に具申して裁決を請ふとを待其裁決に服せざる者は一箇年以内に行政裁判所に出訴することを得但左の事件に關しては恩給局の裁決は終審査確定のものとする

- 一 傷疾疾病の原因及其輕重
- 二 職務に堪ゆると否らざると

(解) 行政上の處分とは、國家が或人に對し或事柄を命令するとを云ふ、此の命令の爲めに、恩給を受くる事が出來なくなり、然らずとするも、假へば十圓を貰ふ事の出來る場合に、其の半額しか受くるを得ざる杯の時には、六個月の中に恩給局に上申て、其裁判を願ふ事、又其の裁判かたが氣に合はぬ場合には一

箇年（恩給局の裁判が有つた其の日から數ふ）の内に行政裁判所に訴へ出づる事を得るなり、然乍職務する事の出来るか出来ないか、傷痍、疾病の起りし原因と、其輕いか重いかの容體に就ては、恩給局の取り裁きに對し、不服を以て之を行政裁判所に訴へ出づることを得ず。

第四十二條 恩給は賣買讓與質入書入することを得ず又負擔の抵當として差押ふることを得ず

(解) 恩給は賣買する事、與る事、質に入れたり抵當に書き入れる事及之を差押へする事をせず、之を質せば双方無効となるべし。

第四十三條 明治八年達陸海軍退隱令明治九年達陸軍武官恩給又は退隱料及扶助料を受くる者は總て該令に依るへし但明治九年達陸軍武官恩給令に依り受けたる傷痍恩給を除くの外其權利消滅及び廢止は此法律に依る明治七年佐賀及び臺灣の役明治九年熊本及山口の役明治十年鹿兒島の役に從軍したる者並に明治十五年同十七年朝鮮國京城變亂の際該國に駐在若に派遣したる從軍年計算は總て從前の命令に依る

第四十四條 此法律施行前に現役を離れたる者の恩給は明治十六年達陸軍恩給令海軍恩給令に依るとす但此法律施行の日より三箇年内に請求せざれば之を受くべき權利を拋棄したるものとす

(解) 抛棄とは以前説明したる如く、除斥するの意にして、受くる権利あるに拘らず受けざるものと見るとなり

第四十五条 此の法律は明治二十三年七月一日より施行す

(解) 施行とは手短かに言はゞ之に従ふ可しと云ふ事なり。

附 則

本法は發布の日より之を施行す但し明治三十七年二月六日以降現役を離れ増加恩給、賑恤金又は服役年數四十年以上に該當する退職恩給若は免除恩給を受くべき事由發生したる者に給すべき恩給に付ては本法の規定に依る

前項但書に依り恩給を受けむとする者は本法施行の日より三箇年以

内に請求を爲すことを要す

明治三十七年二月六日以降本法施行後一箇年以内に於て第十四條に依り賑恤金を受け又は之を受くべき権利を有して現役を免除せられたる後重症に趣き第九條第六號より輕き者は其の請求に依り策定の上相當の賑恤金を給す但し其の請求期限は本法施行前現役を免除せられたる者に在りては本法施行後一箇年以内、其の他の者に在りては現役免除の日より一箇年以内とす

本法施行前恩給を受くべき権利發生したる者に就ては第一項但書の場合を除くの外總て従前の規定に依る

年	親任官	勅任官	奏任官	任官	官	判任官				
十九年	一、七〇〇	一、三六〇	一、一九〇	八五〇	六八〇	五二〇	三四〇	二五五	二〇四	一七〇
二十年	一、七二五	一、二八〇	一、二〇八	八三三	六九〇	五二八	三四五	二五九	二〇七	一七三
廿一年	一、七五〇	一、四〇〇	一、二三五	八七五	七〇〇	五二五	三五〇	二六三	二一〇	一七五
廿二年	一、七七五	一、四二〇	一、二四三	八八八	七一〇	五三三	三五五	二六七	二一三	一七八
廿三年	一、八〇〇	一、四四〇	一、二六〇	九〇〇	七二〇	五四〇	三六〇	二七〇	二一六	一八〇
廿四年	一、八二五	一、四六〇	一、二七八	九一三	七三〇	五四八	三六五	二七四	二一九	一八三
廿五年	一、八五〇	一、四八〇	一、二九五	九二五	七四〇	五五五	三七〇	二七八	二二三	一八五
廿六年	一、八七五	一、五〇〇	一、三三三	九三八	七五〇	五六三	三七五	二八二	二三五	一八八
廿七年	一、九〇〇	一、五二〇	一、三三〇	九五〇	七六〇	五七〇	三八〇	二八五	二三八	一九〇
廿八年	一、九二五	一、五四〇	一、三四八	九六三	七七〇	五七八	三八五	二八九	二四一	一九三
廿九年	一、九五〇	一、五六〇	一、三六〇	九七五	七八〇	五八五	三九〇	二九三	二四四	一九五
三十年	一、九七五	一、五八〇	一、三八三	九八八	七九〇	五九三	三九五	二九七	二四七	一九八
卅一年	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三〇〇	二四〇	二〇〇
卅二年	二、〇二五	一、六二〇	一、四一八	一、〇二三	八一〇	六〇八	四〇五	三〇四	二四六	二〇三

年	官 數		官	判任官
	親任官	任官		
十八年	一、六七五	一、三四〇	一、二七三	一六八
十七年	一、六五〇	一、三三〇	一、二五五	一六五
十六年	一、六二五	一、三〇〇	一、二三八	一六三
十五年	一、六〇〇	一、二八〇	一、二二〇	一六〇
十四年	一、五七五	一、二六〇	一、一〇三	一五八
十三年	一、五五〇	一、二四〇	一、〇八五	一五五
十二年	一、五二五	一、二二〇	一、〇六八	一五三
十一年	一、五〇〇	一、二〇〇	一、〇五〇	一五〇

第一號 退職恩給表

將官及相當官

佐尉官及相當官

准士官

親任官

勅任官

奏任官

任官

官

判任官

官 數

親任官

一等二等

一等二等

二等三等

三等四等

五等

六等

一等

(五八) 表 給 恩

年	官 等		官 下	第二號 免除恩給表					
	判 任	官		海軍	陸軍	陸軍	陸軍	海軍	
十一年	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇
十二年	九三	八三	七三	六三	五三	四三	三三	二三	一三
十三年	九五	八五	七五	六五	五五	四五	三五	二五	一五

表 給 恩 (四八)

卅三年	二,〇五〇	一,六〇〇	一,〇三五	八二〇	六二五	四一〇	三〇八	二〇六	一〇五
卅四年	二,〇七五	一,六二五	一,〇五〇	八三〇	六三〇	四一五	三一〇	二〇九	一〇八
卅五年	二,一〇〇	一,六五〇	一,〇七五	八四〇	六四〇	四二〇	三一五	二一〇	一〇九
卅六年	二,一二五	一,六七五	一,一〇〇	八五〇	六五〇	四二五	三二〇	二一五	一一〇
卅七年	二,一五〇	一,七〇〇	一,一二五	八六〇	六六〇	四三〇	三二五	二二〇	一一一
卅八年	二,一七五	一,七二五	一,一五〇	八七〇	六七〇	四三五	三三〇	二二五	一一二
卅九年	二,二〇〇	一,七五〇	一,一七五	八八〇	六八〇	四四〇	三三〇	二二五	一一三
四十年	二,二二五	一,七七五	一,二〇〇	八九〇	六九〇	四四五	三三〇	二二五	一一四
四十一年	二,二五〇	一,八〇〇	一,二二五	九〇〇	七〇〇	四五〇	三三〇	二二五	一一五
四十二年	二,二七五	一,八二五	一,二五〇	九一〇	七一〇	四五五	三三〇	二二五	一一六
四十三年	二,三〇〇	一,八五〇	一,二七五	九二〇	七二〇	四六〇	三三〇	二二五	一一七
四十四年	二,三二五	一,八七五	一,三〇〇	九三〇	七三〇	四六五	三三〇	二二五	一一八
四十五年	二,三五〇	一,九〇〇	一,三二五	九四〇	七四〇	四七〇	三三〇	二二五	一一九
四十六年	二,三七五	一九〇〇	一,三五〇	九五〇	七五〇	四七五	三三〇	二二五	一二〇

(七八) 表 給 恩

四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年
一六五	一六三	一六〇	一五八	一五五	一五三	一五一	一四八	一四五	一四三	一四〇	一三八	一三五
一五五	一五三	一五〇	一四八	一四五	一四三	一四〇	一三八	一三五	一三三	一三〇	一二八	一二五
一四五	一四三	一四〇	一三八	一三五	一三三	一三〇	一二八	一二五	一二三	一二〇	一一八	一一五
一一〇	一〇八	一〇六	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九七	九五	九三	九一
一一五	一一三	一一一	一〇九	一〇七	一〇五	一〇三	一〇一	九九	九七	九五	九三	九一
一一〇	一〇八	一〇六	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九七	九五	九三	九一
一〇五	一〇三	一〇一	九九	九七	九五	九三	九一	八九	八七	八五	八三	八一
一〇〇	九八	九六	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八四

表 給 恩 (六八)

二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年
三〇	二八	二五	二三	二〇	一八	一五	一三	一〇	〇八	〇五	〇三	〇〇	九
二〇	一八	一五	一三	一〇	〇八	〇五	〇三	〇〇	九	九	九	九	八
二〇	一八	一五	一三	一〇	〇八	〇五	〇三	〇〇	九	八	八	八	八
九	九	八	八	八	八	七	七	七	六	六	六	六	六
八	八	八	八	七	七	七	七	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	六	六	六	六	六	五	五	五	五	五
七	七	六	六	六	六	五	五	五	五	五	四	四	四

乙						甲					
第六項	第五項	第四項	第三項	第二項	第一項	第六項	第五項	第四項	第三項	第二項	第一項
四〇〇	六〇〇	八〇〇	一〇〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇	五七二	八五八	一、一四三	一、四二九	一、七一五	二、〇〇〇
三二〇	四八〇	六四〇	八〇〇	九六〇	一、一三〇	四五八	六六六	九一五	一、一四三	一、三七一	一、六〇〇
二八〇	四二〇	五六〇	七〇〇	八四〇	九〇〇	四〇〇	六〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇
二〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	六〇〇	七〇〇	二八六	四九	五七二	七二五	八七八	一、〇〇〇
一六〇	二四〇	三二〇	四〇〇	四八〇	五六〇	二二九	三三三	四五六	五七二	六八六	八〇〇
一二〇	一八〇	二四〇	三〇〇	三六〇	四二〇	一七二	二五八	三四三	四二九	五一五	六〇〇
八〇	一二〇	一六〇	二〇〇	二四〇	二八〇	一一五	一七二	二二九	二八六	三四三	四〇〇
六〇	九〇	一二〇	一五〇	一八〇	二一〇	八六	一二九	一七二	二二五	二七八	三〇〇
四八	七二	九六	一二〇	一四四	一六八	六九	一〇三	一三八	一七二	二〇六	二四〇

類 種	項 官	第三號 增加恩給表									
		將官及相當官					佐尉官及相當官				
親任	一等	一八	一五	一三	一〇	一六	一三	一一	一〇	一〇	一〇
	二等	一七	一四	一二	九	一五	一二	一〇	九	九	九
	三等	一六	一三	一一	八	一四	一一	九	八	八	八
	四等	一五	一二	一〇	七	一三	一〇	八	七	七	七
	五等	一四	一一	九	六	一二	九	七	六	六	六
	六等	一三	一〇	八	五	一一	八	六	五	五	五
	七等	一二	九	七	四	一〇	七	五	四	四	四
	八等	一一	八	六	三	九	六	四	三	三	三
	九等	一〇	七	五	二	八	五	三	二	二	二
	十等	九	六	四	一	七	四	二	一	一	一

准士官	親任	第四號 給助金表		
		第一項	第二項	第三項
下士	一等	一、五〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇
	二等	一、一〇〇	一、〇五〇	九〇〇
	三等	七五〇	七〇〇	六〇〇
	四等	六〇〇	五五〇	四五〇
	五等	四五〇	四〇〇	三〇〇
	六等	三〇〇	二五〇	二〇〇
	七等	二五〇	二〇〇	一五〇
	八等	一八〇	一五〇	一〇〇

乙	甲	種 類		官 等
		第一項	第二項	
第一項	第一項	一	判	准士官
第二項	第二項	二	任	下士
第三項	第三項	三	官	士
第四項	第四項	四	海軍	卒
第五項	第五項	五	陸軍	上等兵
第六項	第六項	六	陸軍	一等卒
第七項	第七項	七	陸軍	二等卒
第八項	第八項	八	海軍	三等卒
第九項	第九項	九	海軍	四等卒
第十項	第十項	十	海軍	五等卒

第三號 增加恩給表

第四號 給助金表

將官及相當官 佐尉官及相當官

高 等 官

第四號 給助金表

准士官 下 士

廢兵院法

抑も本法は、陸海軍人にして戦争又は公務の爲めに傷疾を受け
 或は疾病に罹りて不具となりたる者に對し、國家は恩給を支給
 する外に、然かも此功勳ある者を充分に待遇保護する結果とし
 て、廢兵院を設けて以上の軍人を茲に收容し、以て扶養の必
 要上起りたるものなり、其組織及び入退院手續は、以下説得す
 る所に依つて了解すべし。

第一條 戦鬪の爲傷疾を受け軍人恩給法に依り増加恩給を受くる者
 にして救護を要するものは命令の定むる所に依り廢兵院に收容す

廢兵院に收容したる者は國費を以て終身之を扶養す

(解) 廢兵院に收容さるべき軍人は、必ず増加恩給を受けつ
 べし、ある者に限るべし、而して増加恩給とは退職、免除恩給外に
 特に給せらるるものにして、(一)兩眼を盲にし若くは二肢を失
 したるとき、(二)前項に準ずべき傷疾を受け、若くは疾病に罹り
 たるとき、(三)一肢を亡し又は二肢の用を失ひたるとき、(四)前
 項に準ずべき傷疾を受け、若くは疾病に罹りたるとき、(五)一
 眼を盲し若くは一肢の用を失ひたるとき、(六)前項に準ずべき
 傷疾を受け若くは疾病に罹りたるときならざる可からず、而し
 て以上一乃至六に至る要件の一に適合し且つ此等可憐の士に對

し扶養看護する者有らざる場合に於ては救護を要するものとなし、他の規則を以て定めたる手續に従ひ、癩病院に容れ、國家の經費を以て身を終る迄之を扶養す。

第二條 公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り軍人恩給法に依り増加恩給を受くる者にして救護を要するものは特に癩病院に收容することを得

(解) 癩病院は戦闘に加はり、其が爲め傷痍を受けたるもの、みを入院せしむる目的なる事は、第一條に依りて明かなれども例外として特に戦時と平時とに係らず職務上の爲めに傷痍を受け又は病氣に罹り、増加恩給を給せらるゝ者、扶養を要すと認

むる場合には、癩病院に入院する事を得せしむ。

第三條 癩病院に收容したる者には其の間恩給の支給を停止す

(解) 恩給は生活の實費として給するものなるが故に、癩病院に收容せられ扶養を受くるものは、別に生活費を要せざるが爲め、其の間別に恩給を支給せず、然れども退院したる時は恩給を給せらるゝこと當然なり。

第四條 癩病院に收容したる者左の事項の一に該当するときは退院を命ず

- 一 軍人恩給法に依り恩給を剝奪せられ又は停止せられたるとき
- 二 救護を要せざるに至りたるとき

三 屢懲罰に處せられ改悛の見込なきとき

(解) 癩病院に收容せられたる後、(一) 商業を営むことを得べき官職に在るとき、及准士官以下にして文官判任以上に任せられたるときは、例外なれども文官判任以上に任じ、政府より俸給を受くるとき、若し現役に再度就きしとき、(二) 公權を停止せられたるときは恩給を停止せられ 又重罪の刑に處せられ、或は日本臣民たるの分限を失ひたるときは、恩給を受くるの權利を剝る、此の(一) 停止若し剝奪を受けたる者(二) 救護扶養を要せざるに至りたる者(三) 度々懲戒罰に處せらるゝも改心の見込なき者は退院を命ぜらるゝなり。

第五條 癩病院に收容したる者にして退院を命ぜられ又は自己の便宜に依り退院したる者は退院の日より二箇年を経過するに非ざれば再び癩病院に收容することを得ず但し特別の事由あるものは此の限に在らず

(解) 特別の事情あるものに非ずして、自分の都合に依り退院したるもの、又は前條の規定に従ひて退院を命ぜられたる者は二箇年を過ぐるに非ざれば再び癩病院に入院することを得ざるなり。

第六條 癩病院に收容したる者は其の犯罪及審判に關しては服役を免せられたる當時の官等級に應じ現役陸軍軍人と看做す

(解) 入院後犯罪、又は豫審一切の調べ、並に裁判に關しては免役當時の官等級に相當したる現役陸軍各人と看なざるゝものなり。

第七條 癩病院に於て寄附を受けたる不動産、金銀及有價證券は癩病院基金と爲し其の利子其の他の果實と共に之を蓄積す

(解) 有價證券とは假へば約束手形、小切手其他一二の證券の如き、經濟上の價格を表彰したるものにして、通貨と同一の價値を有し、流通すべき證券を謂ふ、然れば金銀上の貸借證書の如きは勿論此の中に入らず、又基金とは基本金の事、次に其の他の果實とは一言に盡さば總ての収入と解すべし、假へば小作

料又は家賃等は癩病院内に於て作成したる物品の賣却代金の如き之れなり。

第八條 癩病院基金の利子其の他の果實は癩病院に收容したる者に係る費用にのみ、之を使用することを得

(解) 一切の収入は他の事に流用すとの意にして、基本金の利子其の他の収入は、癩病院に收容せられたる者に係る費用のみに之を使はざる可からざるなり。

第九條 癩病院基金及其の利子其の他の果實の收支に係る検査は會計検査院法第十六條に依る

(解) 収入支出に係る決算の検査は會計検査院法第十六條に従

ふ、而して該第十六條には、「會計検査院法は各官廳中一部に屬する計算の検査及責任解除を其の廳に委託する事を得、但し其の検査の成績は該廳をして之を會計検査院に報告せしむべし」とあり、其の二項に「前項の委託に係はらず會計検査院は時宜に依り其の所管の官廳をして計算書を送付せしめ之が検査を行ふことあるべし」又三項に「第十三條第三項團體及公立私立諸營造の決算に就ても亦本條を適用することを得とあり、故に會計検査院より決算の當否の検査並に責任の解除を委託せられたる時は、報告を要し、又検査の爲め計算書の送付を要求せらるゝことあるべし。」

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

軍 改 正 人 恩 給 兵 令 法 詳 解 終

明治三十九年四月廿五日印刷

明治三十九年四月廿五日發行

訂正徵兵令

正價十錢

著作
所有

著作者

岩崎勝三郎

發行者

岩崎鐵次郎

印刷者

今成温平

印刷所

今成活版所

發兌

東京市神田區鍋町廿一番地
電話本局三〇六七番

大學館

